

# ツバサパソコン教室 入会規約

## 第1条 契約の成立

1. ツバサパソコン教室（以下「当教室」という）へ入会を申込まれる方（以下「申込者」という）は、本入会規約をご確認いただき、内容を承諾していただいたうえで、入会をお申込みください。  
当教室がこれを承諾した時点で、契約の成立となります。
2. 但し、以下の条件により、入会をお断りしたり、契約を強制解除する場合があります。
  - ① 申込者が以前、強制退会させられたことがある場合
  - ② 入会によって教室の業務遂行に著しく支障をきたす恐れがあると判断した場合
  - ③ 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、またはそれに準ずるものと判明した場合

## 第2条 学習指導の実施

1. 当教室は、申込者に対し、当教室で実施したカウンセリング結果に基づいて作成した学習計画に従って、学習指導を行います。
2. 会員として学習指導をご利用いただけるのは、登録された申込者ご本人に限ります。

## 第3条 学習指導の開始日

本契約において学習指導の開始日は、入会申込書に記載した日になります。

## 第4条 契約の更新

1. 契約期間は各月の1日から月末までとし、前月15日までに申込者からの申し出がない限り、次月1ヶ月間自動契約更新となり、以後も同様とします。
2. 月の途中からご入会の場合は、初月のみ学習開始日から当月末までを初回の契約期間とします。

## 第5条 受講日時と受講予約

1. 基本的に、毎月所定の曜日・時間枠（コマ）に通塾・受講していただきます。
2. 曜日・コマの固定がむずかしい場合は、ランダム受講となります。この場合、毎回前日までのご予約が必要になります。
3. 緊急性を伴う場合を除いて、当日の受講予約は承ることができません。
4. 指定の受講日時に申込者が遅刻した場合、指定の時刻に受講開始されたものとして料金を計算いたします。  
受講時間の延長・振替は原則として行いません。

## 第6条 学習指導日の変更と期限

1. 学習指導日は原則として、入会申込書または変更届に記載してある通りとしますが、申込者の都合等により、単発的または一時的に学習指導日の変更を希望する場合は、学習指導日前日までに当教室までご連絡ください。
2. 期日までに学習指導日の変更をご連絡いただけなかった場合は、原則として「当日キャンセル」扱いとなり、料金が発生いたします。

3. 定員状況等により、希望通りの変更が受け入れられないことがあります。
4. 学習指導日の変更日は、原則として変更前の学習指導日の当月中としますが、月4回以上受講の場合に限り、次月末まで延長されます。

## 第7条 休講日

原則として年末年始、お盆期間中は休講となります。

これ以外にも、天災、事変その他の諸事情によりやむを得ず臨時休講となる場合がございますのでご了承ください。

## 第8条 料金

1. 当教室の提供するサービスの料金の詳細は、別紙「料金表」に記載の通りになります。
2. 学習指導の開始日までに、所定の入会金およびサービス内容に応じた料金をお支払ください。
3. 月の途中からご入会の場合は、受講回数に応じた料金をお支払ください。
4. 入会手続完了後に、申込者の都合により学習指導の開始日までに入会をキャンセルされた場合、後述のクーリング・オフの対象でないときには、事務手数料である入会金は返還できませんのでご了承ください。

## 第9条 入会申込み後のクーリング・オフ

入会契約を締結した日から起算して8日を経過するまでは、書面によって契約を解除することができます。なお、当該契約の解除に伴う損害賠償もしくは違約金の支払いを請求することはできません。

## 第10条 お支払方法

料金は前納制となります。次月分の金額を当月末日までにお支払ください。

## 第11条 通塾と受講に際しての注意事項

みなさまに安全で気持ち良く受講していただくため、下記についてご留意ください。

1. 当教室内での傷病や私物の毀損は、明らかに当教室の過失による場合のほかは責を負いません。
2. 貴重品は常に手元で管理をお願いいたします。当教室は紛失や盗難の責を負いかねます。
3. 許可のない録音、写真およびビデオによる撮影はお断りします。
4. 伝染病罹患者もしくはその恐れがある場合は、受講をご遠慮ください。医師が認めた場合はその限りではありません。他の受講者への感染拡大の予防にご協力ください。
5. 講師や他の受講者の迷惑となる行為があった場合、受講をお断りすることがあります。
6. 当教室内で責任者の許可なく物品販売および、その他の勧誘、営業行為は固くお断りします。
7. 当教室の駐車場での事故や盗難など、当教室は一切の責を負いかねます。
8. 当教室での喫煙・飲酒は一切禁止とします。

## 第12条 休会と復会

1. 前月15日までに当教室所定の変更届を提出していただき、2ヶ月間の期限で会員契約を休会することができます。休会後は自動復会となり、1ヶ月間自動契約更新となり、以後も同様とします。この場合、再入会金はかかりません。

2. 2ヶ月を超えて休会をご希望の場合は一旦退会となり、復会時には所定の再入会金をお支払いいただきます。

## 第13条 中途解約・退会

会員契約は、退会届の提出によっていつでも解約できるものとします。その場合、特定商取引に関する法律第49条の定めるところにより違約金として、5万円又は契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額（但し、役務の提供開始前の場合は1万5千円）をお支払いいただきます。**但し、事前に退会を希望する月の前月15日までに退会届が提出された場合、違約金はいただけません**

## 第14条 出席停止または強制退会

- 申込者が、当教室の業務遂行に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるとき、停止理由、停止日、停止期間を通知して、講座の出席停止をすることがあります。また改善が見られない場合、または重度の行為と判断した場合には、強制退会の通知をもって「契約の解除」とさせていただくことがあります。
- 最終受講日より2カ月の間、特別な理由がなく受講がない場合、または申込者との連絡が取れなくなった場合は、退会といたします。再度受講を希望される場合は、所定の再入会金をお支払いいただきます。

## 第15条 個人情報の使用目的・開示・訂正

当教室が書面等で取得する個人情報の使用目的は下記の通りとし、情報の開示や訂正、問合先についてはホームページ上や配布物等に掲載します。

- 学習指導の運営・学費料金等の請求
- 当教室のサービス・商品のご紹介や重要事項のご案内

## 第16条 その他

本規約に定めない事項については、当教室がこれを定めます。

## 第17条 規約の改正・変更

本規約の改正・変更は、当教室の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

## 第18条 合意管轄裁判所

当教室及び申込者またはその保護者は、入会契約に関し、万が一紛争が発生した場合、当教室の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### ① 第19条 附則

本規約は、2019年11月1日より施行します。